

適格請求書発行事業者
登録申請受付中

令和4年1月施行

「改正・電子帳簿保存法」解説入り



インボイス制度 概要と経理処理の実務

「課税事業者」も「免税事業者」も取引に関わる
重要な内容が含まれているため正しい知識が必須!!

来年10月からのインボイス制度(適格請求書保存方式)導入に向けて、令和3年10月より適格請求書発行事業者の登録受付が始まっています。

インボイス制度は、請求書の記載項目の見直しなどが必須で、今から準備が必要です。また、インボイス制度の導入後は、免税事業者は消費税を請求できなくなり経営に影響するため、制度を正しく理解することが大切です。

そこで本講座では、インボイス制度の概要と経理処理、登録申請方法と令和4年1月施行の「電子帳簿保存法」のポイントについて解説いたします。

制度の導入に伴い、経理処理はより煩雑に!

【講師】山崎税務会計事務所 代表 山崎 健氏

税理士、行政書士、AFP、労務管理士
宅地建物取引主任士

1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。会計事務所勤務を経て、1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法人TOMA)に入社。税務・会計・経営・相続等の指導と共に、セミナー講師として活躍。2011年独立。企業経営をサポートする業務の傍ら、商工団体等のセミナー講師として活躍中。



【講座内容】

- ◆消費税の仕組みと軽減税率制度について
- ◆現行の区分記載請求書等保存方式
令和5年9月末までの必要記載事項について
- ◆適格請求書等保存方式(インボイス制度)
制度の概要と対応について
- ◆適格請求書の記載事項と留意点
現行の記載事項との相違点
- ◆売り手・買い手の留意点
- ◆税額の計算方法
- ◆適格請求書の発行に伴う登録申請
- ◆免税業者の対応について
登録し課税事業者を選択するのか否かについて
- ◆令和4年施行 改正電子帳簿保存法について

日時 令和4年8月3日(水)

14:00~16:00

会場 甲府商工会議所 5階ホール
(甲府市相生2-2-17)

対象 中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

申込 FAX▶055-233-2131
HP▶<https://www.kofucci.or.jp>



問合せ 甲府商工会議所 経営支援課 担当:志村
TEL055-233-2241

受講
無料

●体調不良がすぐれない方、風邪の症状などがある方はご来場をお控え下さい。●新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日はマスクの着用をお願いいたします。

●新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止する場合もございます。

「改正・電子帳簿保存法解説入り インボイス制度 概要と経理処理の実務」 FAX055-233-2131		事業所名	
所在地	〒	TEL	
		FAX	
受講者名			